

熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例の一部改正について

熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例の一部を改正する条例

熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例（平成12年条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1の4の項及び5の項中「第18条第14項」を「第18条第16項」に改め、同表7の項中「第18条第18項」を「第18条第20項」に、「第18条第14項」を「第18条第16項」に改め、同表8の項中「第18条第14項」を「第18条第16項」に、「第18条第18項」を「第18条第20項」に改め、同表10の項及び11の項中「第18条第17項」を「第18条第19項」に改め、同表12の項中「第88条第1項若しくは第2項」を「第88条第2項」に改め、同表65の項を同表67の項とし、同表64の項中「第18条第17項」を「第18条第19項」に改め、同項を同表66の項とし、同表63の項中「第18条第14項」を「第18条第16項」に改め、同項を同表65の項とし、同表中62の項を64の項とし、51の項から61の項までを2項ずつ繰り下げ、50の項を52の項とし、同項の前に次のように加える。

51	法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	国際的な規模の会議又は競技会の用に供することその他の理由によ	160,000円
----	--------------------------------------	--------------------------------	----------

		り1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等の建築許可申請手数料	
--	--	-------------------------------------	--

別表第1の49の項事務の欄中「仮設建築物」を「仮設興行場等」に改め、同項名称の欄中「仮設建築物建築許可申請手数料」を「仮設興行場等の建築許可申請手数料」に改め、同項を同表50の項とし、同表中38の項から48の項までを1項ずつ繰り下げ、同表37の項中「第67条の2第9項第2号」を「第67条の3第9項第2号」に改め、同項を同表38の項とし、同表36の項中「第67条の2第5項第2号」を「第67条の3第5項第2号」に改め、同項を同表37の項とし、同表35の項中「第67条の2第3項第2号」を「第67条の3第3項第2号」に改め、同項を同表36の項とし、同表中15の項から34の項までを1項ずつ繰り下げ、同表第14の項中「第43条第1項ただし書」を「第43条第2項第2号」に改め、同項を同表15の項とし、同表13の項の次に次のように加える。

14	法第43条第2項第1号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料	27,000円
----	----------------------------------	-------------------------	---------

附 則

この条例は、公布の日又は建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、別表第1の4の項、5の項、7の項、8の項、10の項、11の項、12の項、35の項、36の項、37の項、63の項及び64の項の改正規定は、公布の日から施行する。

（提出理由）

建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行に伴う手数

料の新設をする等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。